

令和6年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金

住宅の質の向上を図るため、山形県住宅リフォーム支援事業費補助金を充てて、住宅リフォーム等工事をされる方に助成します。

◇補助一覧

※増築・リフォーム工事は5要件工事の該当が必須です。

- 5要件工事
 - ・減災
 - ・寒さ対策、断熱化
 - ・バリアフリー化
 - ・克雪化
 - ・県産木材
- 世帯要件
 - ・新婚世帯
 - ・子育て世帯

工事内容		補助金額
新築 (工事費600万円以上)		30万円
増築・リフォーム (工事費20万円以上)	要件工事(減災)	補助率5分の4 限度額30万円
	要件工事(減災以外)	補助率20% 限度額24万円
	要件工事 + 世帯要件	補助率3分の1 限度額30万円

◇対象要件

- 市内の個人事業主、法人と契約すること(減災要件の工事を含むものを除く)
- 令和7年2月10日まで工事完了報告書の提出ができること
- 補助対象経費が50万円以上の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が10点以上、補助対象経費が50万円未満の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が5点以上必要です。

<ご注意> 必ずお読みください。

※交付決定前の工事請負契約・着工は補助の対象となりません。

※申請者、契約者、支払名義人は全て同一の方となります。

※補助の対象となる箇所全ての着工前・工事中・完了後の同じアングルで撮影した写真を必ず添付してください。

※貸家、店舗、作業小屋、庭造り、外構工事等は、補助の対象になりません。

※その他の補助金と併用する場合は、本補助金の対象工事費のみの見積書、契約書が必要です。

※要件工事の申請は、減災要件の工事とそれ以外の工事について年度内にそれぞれ1回ずつ申請が可能です。

裏面に続きます

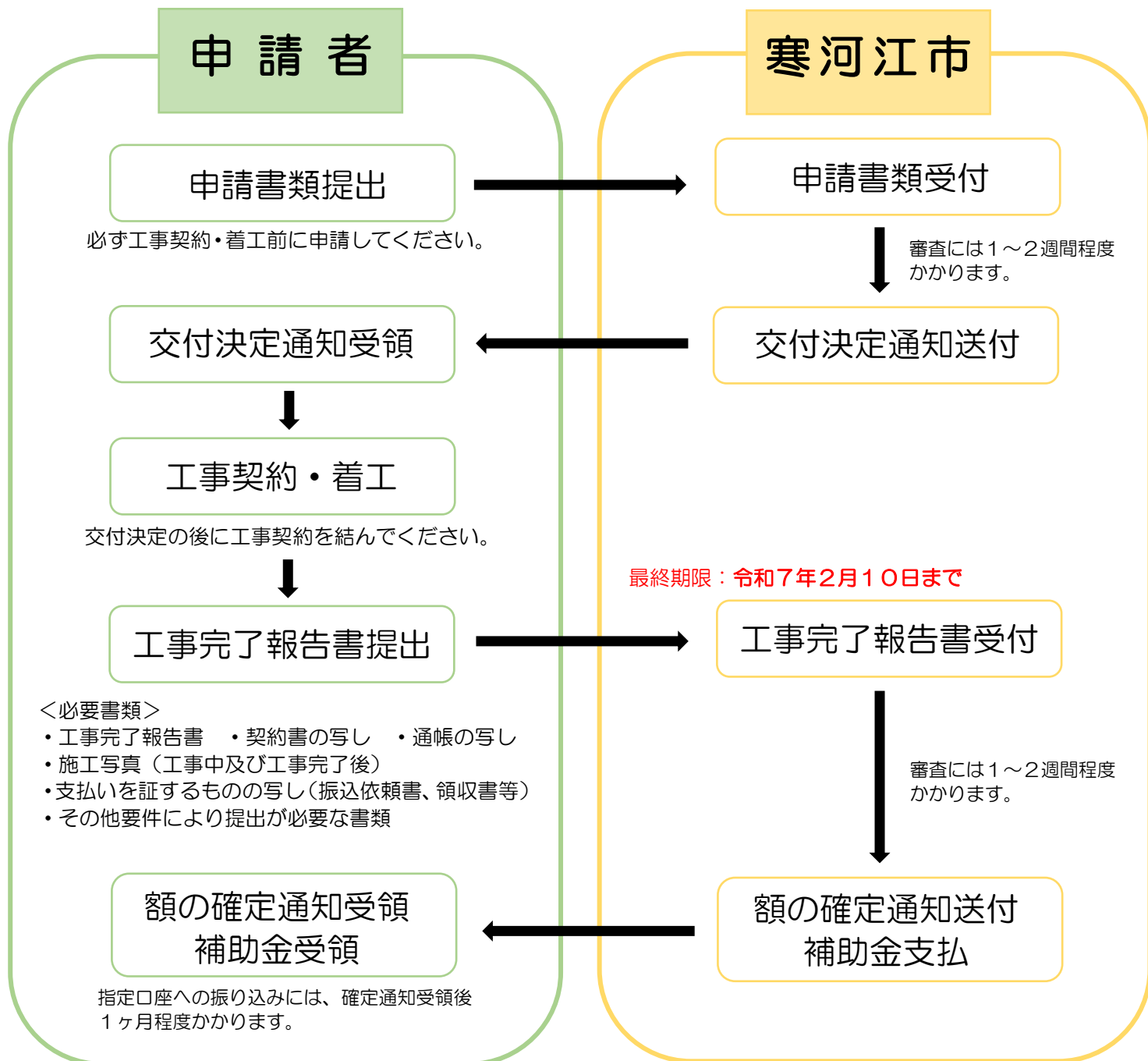


◇申請に必要なもの

- ・ 交付申請書
- ・ 見積書の写し
- ・ 着工前写真（別紙参照）
- ・ 位置図
- ・ 図面（工事箇所を記入すること）
- ・ 工事基準点算出表
- ・ 住民票謄本
- ・ 納税証明書（4～6月申請分は令和4年度、7～3月申請分は令和5年度）

※その他、要件によって書類を提出いただく場合があります。

◇手続きの流れ



○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課建築住宅係 ☎85-1627